

○福島県農産物検査に関する事務処理要領の一部改正

新	旧
<p data-bbox="353 300 887 331">福島県農産物検査に関する事務処理要領</p> <p data-bbox="159 347 215 379">(略)</p> <p data-bbox="141 443 206 475">附則</p> <p data-bbox="174 491 882 523">この要領は、平成28年 4月 1日より施行する。</p> <p data-bbox="174 539 654 571">一部改正 平成30年 1月24日</p> <p data-bbox="322 587 654 619">平成30年 8月 6日</p> <p data-bbox="322 635 685 667">令和 3年 4月 30日</p> <p data-bbox="322 683 654 715">令和 4年 3月31日</p> <p data-bbox="322 730 654 762">令和 4年 5月19日</p> <p data-bbox="322 778 654 810">令和 4年 7月 4日</p> <p data-bbox="322 826 654 858">令和 5年 5月11日</p> <p data-bbox="322 874 658 906"><u>令和 6年 5月 1日</u></p> <p data-bbox="141 973 875 1005">別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル</p> <p data-bbox="159 1021 215 1053">(略)</p>	<p data-bbox="1346 300 1879 331">福島県農産物検査に関する事務処理要領</p> <p data-bbox="1151 347 1207 379">(略)</p> <p data-bbox="1133 443 1198 475">附則</p> <p data-bbox="1167 491 1874 523">この要領は、平成28年 4月 1日より施行する。</p> <p data-bbox="1167 539 1646 571">一部改正 平成30年 1月24日</p> <p data-bbox="1314 587 1646 619">平成30年 8月 6日</p> <p data-bbox="1314 635 1646 667">令和 3年 4月30日</p> <p data-bbox="1314 683 1646 715">令和 4年 3月31日</p> <p data-bbox="1314 730 1646 762">令和 4年 5月19日</p> <p data-bbox="1314 778 1646 810">令和 4年 7月 4日</p> <p data-bbox="1314 826 1646 858">令和 5年 5月11日</p> <p data-bbox="1133 973 1868 1005">別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル</p> <p data-bbox="1151 1021 1207 1053">(略)</p>

様式例第 1 号

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント	農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関 名） 第 1 条～第 11 条 （略）</p> <p>（農産物検査の請求の受理） 第 12 条 （略）</p> <p>2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあつては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあつては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関 名） 第 1 条～第 11 条 （略）</p> <p>（農産物検査の請求の受理） 第 12 条 （略）</p> <p>2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあつては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあつては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>

<p>なお、検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知）の別紙 5「国内産農産物の検査実施マニュアル」に基づき行うものとするが、検査請求書備考欄への「機械鑑定」又は、「等級検査」の記載については、次のとおりとする。</p> <p>一 品位の測定結果による検査を希望する場合は、「機械鑑定」と記載する。</p> <p>二 目視による等級検査を希望する場合は、「等級検査」と記載する。なお、当該記載は省略できるものとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(農産物検査の受付の条件) 第 13 条 (略)</p> <p>2 基本要領 I の第 2 の 1 の (2) に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次 (別表○) のとおりと</p>	<p>(略)</p>	<p>3～4 (略)</p> <p>(農産物検査の受付の条件) 第 13 条 (略)</p> <p>2 「農産物検査に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知）I の第</p>	<p>(略)</p>
--	------------	--	------------

<p>する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(以下、略)</p>	<p>2の1の(2)に規定する米穀の産地 品種銘柄の選択銘柄は、次(別表○) のとおりとする。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(以下、略)</p>
--------------------------	---------------	---	---------------

別紙4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1～第4 (略)

(参考)

農産物検査に関する基本要領

別紙14 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産局長への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1-2号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日
			9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日

別紙4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1～第4 (略)

(参考)

農産物検査に関する基本要領

別紙14 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事の報告期日	地方農政局長の報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1-2号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日
			9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日

	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日						
			翌年1月から翌年4月までの毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日						
	そば（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日						
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日						
			翌年3月及び翌年4月の毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日						
	小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日						
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日						
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日						
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日						
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月20日	翌年4月24日						
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間									
			翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間									
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)						
			(新設)									
			(新設)									
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日						
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日						
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日						
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日						
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月20日	翌年4月24日						